

長野県にみる収容施設型と家庭型児童養護の状況

— 環境不遇児について —

飯 森 義 次

Yoshitsugu Iimori

I は じ め に

国民の大多数が中流意識をもち、物も豊かで、一見平和な現代社会にあっても、子どもをとりまく環境（家庭・地域社会・学校・マスメディア等）は、決して好ましいものばかりではなく、親の家出、離婚、病気、あるいは未婚の母の増加などのために、親に育てられない児童は、長野県下だけでも600名ほどが、乳児院や養護施設、あるいは里親家庭などで生活している。

その他心身障害児等を含めると、児童福祉施設で社会的養護をうけている児童は1,500名を越すが、その概要は下記の通りである。

表1 児童福祉施設入所状況

(昭和58年3月31日現在)

種類	施設数	児童定員	在籍数	構成比
乳児院	4	58人	51人	3.3%
養護施設	12	590	486	31.8
精神薄弱児施設	7	390	334	21.8
精神薄弱児通園施設	5	150	60	3.9
虚弱児施設	4	155	83	5.4
肢体不自由児施設	2	189	193	12.6
肢体不自由児通園施設	1	60	32	2.1
重症心身障害児委託病床	3	280	230	15.0
情緒障害児短期治療施設	1	50	37	2.4
教護院	1	96	24	1.6
計	48	2,018	1,530	100.0
(養護施設)	(1)	(30)	(28)	(東京都)
母子寮	8	135世帯	104世帯 母子278人	
登録里親	182		32	

(母子寮の数値については、昭和58年4月1日現在のものである。)

渥美節夫によれば、諸外国においては児童養護の脱施設化が急速に進展していて、里親委託が1981年にはスエーデンで85%，アメリカで79%，イギリスで60%，オランダで54%などという。

それにひきかえ、日本においては1973年を福祉元年などと呼んだが、それと相前後して、全国各地に心身障害児者の巨大福祉施設が建設され、児童や心身障害者の養護においては、家庭型よりも施設型に圧倒的に多く措置されていることは周知のところである。

ここでは環境不遇児のその状況を長野県について、施設型と家庭型（里親委託）の現状と、過去15年間どのように推移してきたかをみようとするものである。しかし最近の児童養護の現場においては、環境不遇児は養護施設に、情緒障害児は情緒障害児短期治療施設にというような単純なものではなく、多様な児童が養護施設に入所している状況ではあるが、本来養護施設には環境不遇児が措置されることが望ましいという前提のもとに、乳児院と養護施設に入所中の者と里親委託の者とを対比するものである。表1にある（養護施設）については、県下の児童相談所からは児童が措置されていないので、集計処理においては除外した。

II 施設型児童養護の状況について

1. 乳児院について

(1) 現況

表2 乳児院入所状況

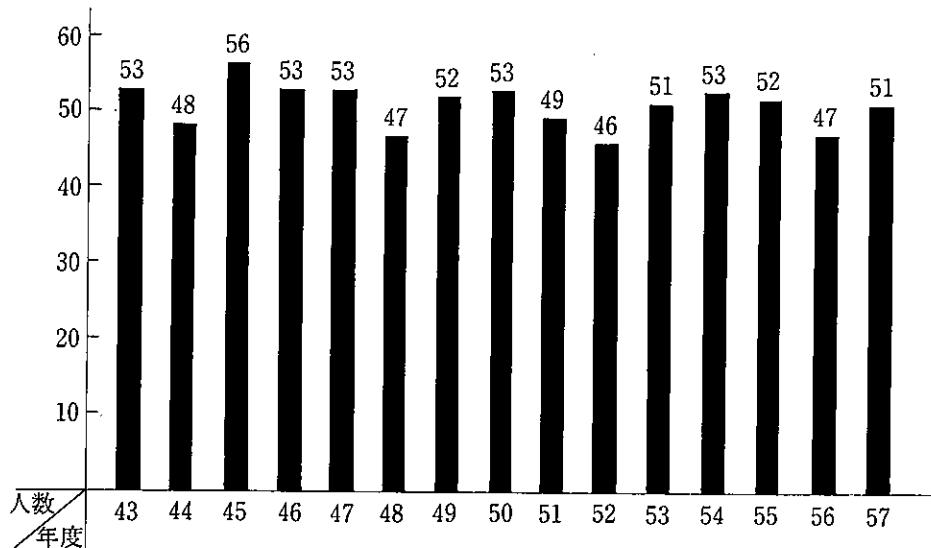
(昭和58年3月31日現在)

名 称	定 員	入 所 人 員	認 可 年 月 日
松 本 赤 十 字 乳 児 院	20人	18人	昭和27年4月1日
上 田 市 乳 児 院	10	9	" 32年1月1日
善 光 寺 大 本 愿 乳 児 院	18	13	" 37年2月1日
風 越 乳 児 院	10	8	" 50年4月1日
計	58	48	充 足 率 82.8%

風越乳児院は昭和29年10月20日から昭和50年3月31日まで、安達乳児預り所として定員8名で経営されてきた。

(2) 年度末在籍数の推移

図1 乳児院在籍数の推移



2. 養護施設について

(1) 現況

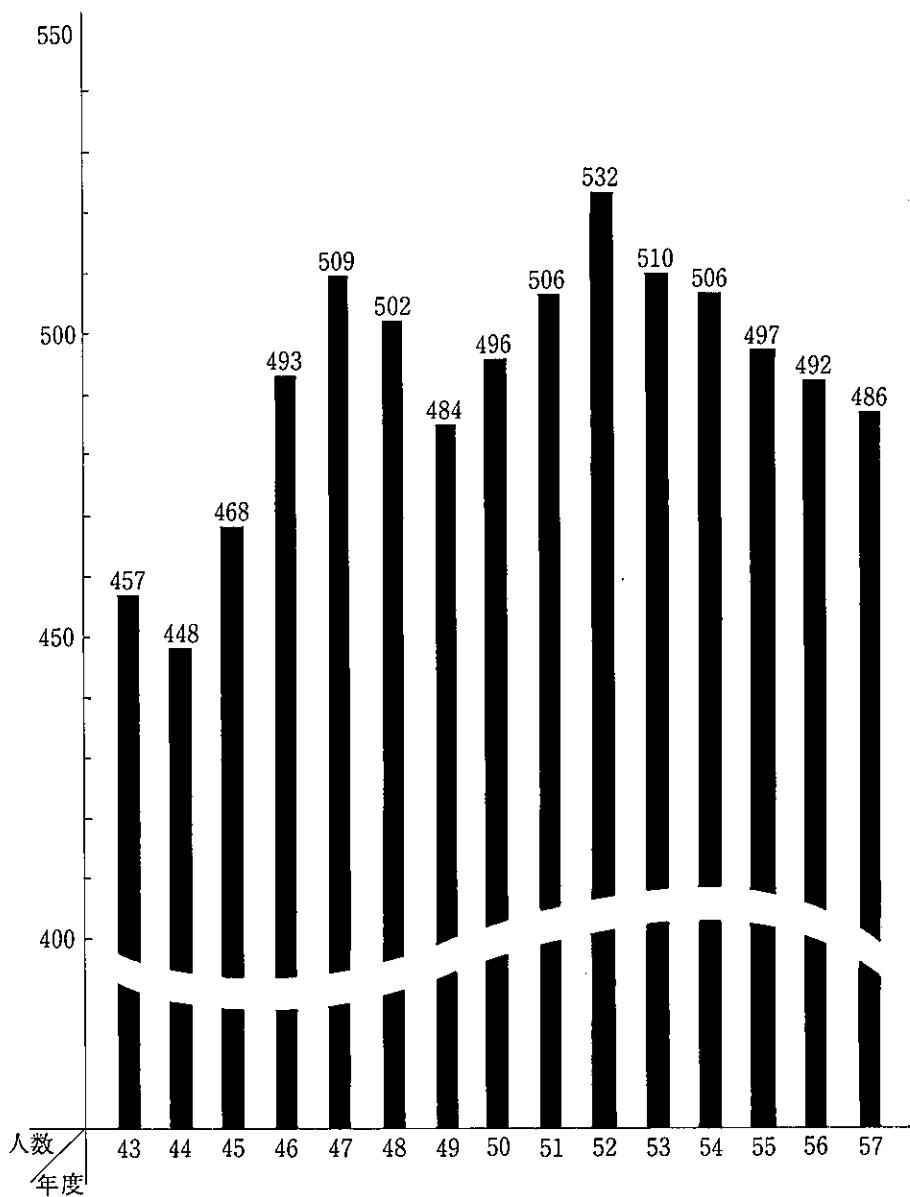
表3 養護施設入所状況

(昭和58年3月31日現在)

名 称	定 員	入 所 人 員	認 可 年 月 日
三 帰 寮	50人	32人	昭和23年4月10日
円 福 寺 愛 育 園	50	39	" 23. 7. 1
慈 惠 園	50	42	" 25. 2. 27
風 越 寮	50	46	" 25. 3. 8
更 級 福 祉 園	50	35	" 25. 5. 5
松 本 児 童 園	50	42	" 25. 6. 1
飯 山 学 園	40	33	" 25. 10. 20
軽 井 泽 学 園	50	41	" 25. 12. 27
つ つ じ ケ 丘 学 園	50	46	" 26. 4. 1
松 代 福 祉 寮	50	44	" 27. 4. 1
恵 愛 学 園	50	47	" 35. 9. 10
木 曾 ね ざ め 学 園	50	39	" 37. 6. 1
計	590	486	充足率 82.3%
(興 望 館 着 掛 寮)	(30)	(28)	昭和27. 8. 19

(2) 年度末在籍数の推移

図2 養護施設在籍児童数の推移



III 家庭型児童養護の状況

1. 里親委託について

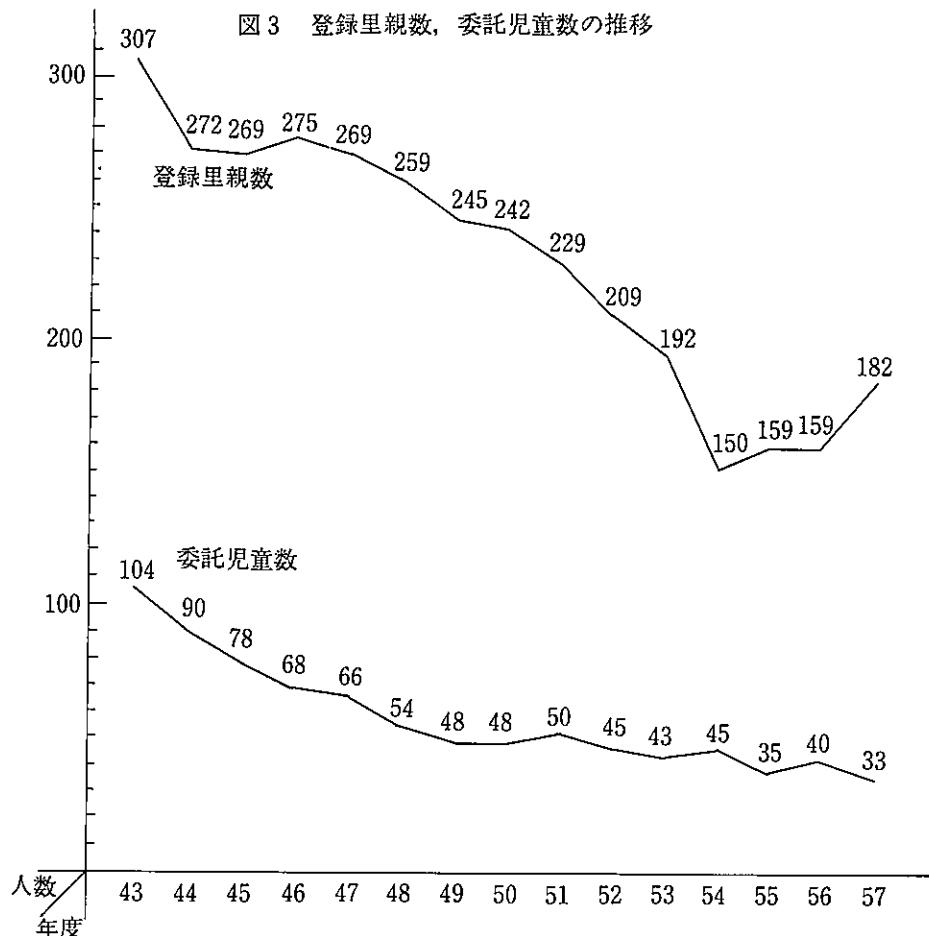
(1) 現況

表4 里親制度の状況

(昭和58年3月31日現在)

相談所名	登録里親数	委託児童数	委託率
中央児童相談所	69	16人	23.2%
松本児童相談所	43	11	25.6
飯田児童相談所	30	0	0
諏訪児童相談所	26	4	15.4
佐久児童相談所	14	2	7.1
計	182	33	17.6

(2) 年度末登録里親数、委託児童数の推移



IV おわりに

1. 現況

ここでいう環境不遇児は、表5にみるように、昭和58年3月31日現在乳児院に51名、養護施設に486名、あわせて537名が在籍しており、施設型への入所は構成比でみると94.2%である。一方里親委託は33名で、5.8%となっている。

2. 過去15年間の推移

施設型の入所状況は昭和43年度81.3%であったものが、昭和57年度は94.2%へと殆ど増加の一途をたどったのに反し、里親委託の方は、昭和43年度194名16.9%であったものが、昭和57年度には33名5.8%にと減少した。

諸外国とは全く逆の方向に進展してきたことになる。

この背景にはいろいろの要素が考えられるが、そのひとつで重要なものは長野県児童施設連盟の動きがある。長野県児童施設連盟は、昭和41年1月20日から、県の主管課、児童相談所との三者による分類収容研究委員会を発足させ、複雑化し、多様化した児童を、どのように養護施設に受け入れ処遇するか、各施設の特性をいかし、児童養護の専門施設として生き残るために研究と努力を積み重ねてきた。

それに反し里親家庭の方は、経済の高度成長に伴う産業構造の変化により、第一次産業の従事者が減少し、養育里親を減少させる結果ともなった。都市化、核家族化が進む中で、サラリーマン家庭の里親登録希望者は、実子のない養子を得たい者が多く、昭和56年度の調査によれば、登録里親中実子のない者は66%であった。

国の住宅政策の貧困のために、庶民は、ゆとりのある住宅に住めるような状態ではないので、サラリーマン家庭に養育里親を期待することは無理なのかもしれない。

また養護児童の方をみても、父母との死別は少く、生別の方が多いことなども里親委託の進まない要素になっている。

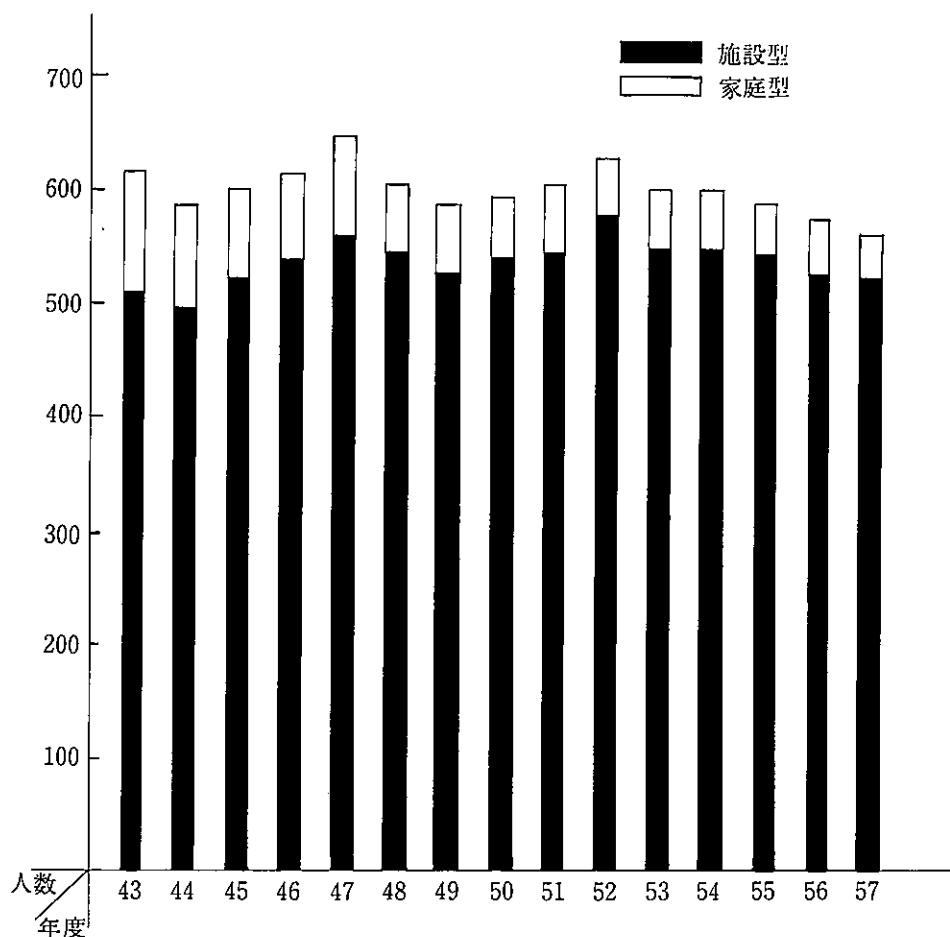
表5 施設型と家庭型の入所状況とその比率

(各年度末日現在)

年 度	収 容 型				家 庭 型		計	
	乳 児 院 在 籍 数	養 護 施 設 在 籍 数	小 計	比 率	里 親 委 託 児 童 数	比 率	児 童 数	比 率
43	53	457	510	83.1%	104	16.9%	614	100%
44	48	448	496	84.6%	90	15.4%	586	100%

45	56	468	524	87.0	78	13.0	602	100
46	53	493	546	88.9	68	11.1	614	100
47	53	509	562	89.5	66	10.5	628	100
48	47	502	549	91.0	54	9.0	603	100
49	52	484	536	91.8	48	8.2	584	100
50	53	496	549	92.0	48	8.0	597	100
51	49	506	555	91.7	50	8.3	605	100
52	46	532	578	92.8	45	7.2	623	100
53	51	510	561	92.9	43	7.1	604	100
54	53	506	559	92.5	45	7.5	604	100
55	52	497	550	94.0	35	6.0	585	100
56	47	492	539	93.1	40	6.9	579	100
57	51	486	537	94.2	33	5.8	570	100

図4 施設型と家庭型の入所状況の推移



参考文献

1. 長野県児童相談所業務概要 昭和43年度版～昭和57年度版
2. 第24回 第25回 長野県里親研究大会資料 長野県里親会連合会
3. 第31回 全国養護施設長研究協議会 協議資料
4. 長野県社会福祉施設名簿 (昭和58年10月1日版) 長野県